

予算審査特別委員会 第3号

平成25年3月13日(水曜日)

○議事日程

- 1 議案第 1号 平成25年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成25年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成25年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員(10名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 鶴谷 啓一 君 | 2番 岩間 修身 君 |
| 3番 中村 光広 君 | 4番 本間 鉄男 君 |
| 5番 堀 清 君 | 6番 高野 俊和 君 |
| 7番 木村 輔宏 君 | 8番 真貝 政昭 君 |
| 9番 工藤 澄男 君 | 10番 逢見 輝統 君 |

○欠席委員(0名)

○出席説明員

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 副 町 長 | 田 口 博 久 君 |
| 教 育 長 | 成 田 昭 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 小 玉 正 司 君 |
| 会 計 管 理 者 | 白 岩 豊 君 |
| 財 政 課 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 民 生 課 長 | 佐々木 容 子 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 佐 藤 昌 紀 君 |
| 産 業 課 長 | 村 上 豊 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 本 間 好 晴 君 |
| 幼 児 セ ン タ ー み ら い 所 長 | 宮 田 誠 市 君 |
| 教 育 次 長 | 山 本 耕 弘 君 |
| 総 務 係 長 | 五 十 嵐 満 美 君 |
| 財 政 係 長 | 高 野 龍 治 君 |

○出席事務局職員

事務局 長

議事係長兼務総務係長

藤 田 克 禎 君

和 泉 康 子 君

開議 午前10時00分

○議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま委員10名全員が出席されてございます。

説明員は、副町長以下13名の出席でございます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○委員長（鶴谷啓一君） ただいま10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

◎議案第1号ないし議案第6号

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

昨日は8款土木費まで質疑が終わっておりますので、きょうは9款消防費から始めたいと思います。

9款消防費、160ページから163ページまでとその説明資料があります202ページから211ページまでの質疑をあわせて許します。

○4番（本間鉄男君） 災害の対策ということで備品庫をつくったり無線を整備という、そういうことが今回消防費の中で載っておりますけれども、備蓄の倉庫、こういうものは実際にこの中に何を備蓄しておくのかと、一応予定です。簡単に言うと車庫みたいなものですから、その中に予定として何をしておくのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 備品庫等、その中に入れるものでございますけれども、まず備品庫につきましては説明資料の60ページに載っておりますけれども、場所は小学校の防災広場と、そこに置く予定でございます。中身でございますけれども、予算では防災備品購入費と150万予算計上してございます。品名言っていきます。発電機を25年度は1台と、それとサークルライトといたしまして、まずライトです。停電の場合明るくするためのライト、これも1基、それとトイレの便座、それからトイレセット、コードリール、これは2つです。それから、燃料の携行缶、これは20リッターです、これをこっちは2缶、それからポータブルストーブを4台、それからLEDのランタン8個、それから背負い式の飲料の水袋、10リットル入りですけれども、これを200袋と、これが今言った小学校の備品庫に入れておくものでございます。それと、役場のほうに置いておきたいと、それが500ミリリットルのペットボトル、これは5年保存可能ですけれども、500本、それから非常食、これは今まで乾パンでございましたけれども、お湯でも水でもやわらかくなると、そういうことで

ございますので、五目ご飯、ワカメご飯というやつをことし100食と、それから毛布100枚、これら含めて150万予算計上してございます。また、補足ですけれども、来年度につきましては背負い式の飲料袋、これを除いた今言ったのを同じくらい来年度も購入する予定で、予算は来年度100万、来年度といたしますか、26年です。それは100万程度予定してございます。

○4番（本間鉄男君） これ今説明のあったとおり、小学校の新しいグラウンドの横というのですか、そちらのほうだと思っておりますけれども、実際にこういう備蓄倉庫の中で例えば毛布だとかそういうものを置いておかないから役場のほうに置くのでしょうか、前にも質問して答弁いただいたのですけれども、毛布の全体的な数というのはかなり少ないと思うのです。まして新地方面には一枚もなかったということもありましたので、例えば今これからできる高齢者住宅だとか小学校、または温泉、そういうところに毛布、これは最低限確保しておかなければいけないものでないかなと、そのように思うのです。その辺は、今不足している場所、まるっきり置いていない場所、そういう場所に今後置くスケジュールというものはあるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今ご質問の件でございますけれども、役場内部でも同じようなことを考えてございます。今毛布につきましては合計で550枚でございます。それは、文化会館に130枚程度、それから海洋センターにも十二、三枚、それから小学校に100枚、それから温泉に100枚と、あと各集会所、明和、中央、さわえ、沖、魚港会館、西部集会所、ここにつきましてはそれぞれ20枚ずつ置く予定でございます。

○4番（本間鉄男君） それと、この防災に絡んで避難ということでお伺いしたいのですけれども、学校関係は教育長になるのでしょうか、今学校というのは不審者のために錠かけていますね。文化会館も日ごろないと、夜だとか、休みのときもあります。そういうときに例えば避難する人方が一目散に行くという場合に錠かかかって入れないという状況があると思うので、その辺はどのような連携を考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 災害になれば、これから防災無線も整備しますし、それらのことになれば学校のほうでも教育委員会のほうでもすぐに情報を伝達できると思いますので、その辺は今後相談しながら連携保っていきたいと思っています。

○8番（真貝政昭君） 今の項目の質問で伺いますけれども、工事請負費で災害備蓄庫設置工事請負費が150万となっております。それで、去年積丹町が役場隣に同じような備蓄倉庫を建設しました。見たところ木造で大分大きい建物だったのですけれども、古平の備蓄庫というのは規模としてどれくらいのものなのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 説明資料の60ページに写真は載ってございますけれども、寸法でいけば間口で6メートル14、それから奥行きが3メートル66、そして高さが2.2メートル73と、そういう寸法でございます。

○8番（真貝政昭君） 積丹町の規模に比べてどの程度なのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） この間積丹町の倉庫が新聞に載っていましたがけれども、まだ具体的に積丹町の規模、そこまで聞いてございませんので、比較はできない状況でございます。

○8番（真貝政昭君） 6.14掛ける3.66、約20平米で六、七坪くらいなのですか、かなり小

規模なのですけれども、先ほど毛布の配備状況を説明していましたが、高台の備蓄ということをお考えすると、この程度の備蓄ではちょっと小さ過ぎる感想を持っているのですけれども、将来計画としては何か考えているのですか。

○総務課長（小玉正司君） 前にもこの問題、何を以てどの程度想定して備蓄するかと、そういうことにもなるのではないかなと思っておりますけれども、津波だけが災害ではないです。それから、頻繁になるのが停電もございます。さまざまありますけれども、我々としては一応のめどとして2年前の水害、50年に1度のあの程度の水害で500名ほどが避難したと、これを一つの目安にしたいと。ただ、どうしてもテレビとかああいう映像を見れば、全町が全て水没したり災害を受けたりと、そういうことも想定されますけれども、現実的な問題としてこの程度、今の現状では古平町としてこの程度ではないかなと、そのように考えてございます。

○8番（真貝政昭君） 161ページの委託料でハザードマップ作成業務委託料があります。道のほうになるのでしょうか、国のほうになるのでしょうか、日本海側の進捗状況がとてもおくと行政執行方針の中で述べられていましたけれども、その実態というのはどのようなものになっているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 津波避難の状況でございますけれども、22年3月に日本海の状態の浸水予測図が出されました。それが、23年の3月に東日本大震災で大津波が発生したと、それを受けて道では見直しをして、ことし24年度中に日本海の状態もという予定でございましたけれども、結果的には太平洋沿岸で見直しが行われたと、それで場所によっては当初の浸水予測の倍にも変わったと。ただ、日本海につきましては、中間報告はありましたけれども、最終報告ができる状況ではないと、古平は22年3月では2メートル70というのが予測されておりました。これを覆すだけの痕跡が見つからなかったと、そういうことで、これからは道だけでなく国も含めて新たに調査すると、そのようなことで中間報告ございました。最終報告する段階ではないというような報告でございました。

○8番（真貝政昭君） 見直しとしていつごろまでにという、そういう目標は道のほうでは立てているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 数値的なものは示されないというようなお話でした。

○8番（真貝政昭君） 確認なのですけれども、22年3月段階で古平が2メートル強という予測なのですけれども、以前いただいたハザードマップというのですか、それには日本海側で起きる津波の高さ8メートルという記述があったのですけれども、8メートルの津波が実際に起きたとして、古平に影響を与えるのが2メートル7ということだったのででしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今8メートルと言いましたけれども、そういうのはちょっと私は頭の中にございませぬ。場所によっては、その地域、道南だとか江差沿岸だとか、その辺であれば8メートルということもあるのでしょうかけれども、私は8メートルというのは頭にはないです。あくまでも古平町の2.7メートルと、それしか今のところ頭の中には入ってございませぬ。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に10款教育費、164ページから187ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 2点ほど、初めに169ページ、ここに外国語指導助手載っておりますけれども、金額ではなくて、この指導者が今小学生にも指導をしているというふうに聞いておりますけれども、これは小学校の授業の中に入り込んでいるのか、それとも授業以外のところで指導している、これどちらもあるのでしょうか。

○教育次長（山本耕弘君） 現在のALTにつきましては、小学校のほうに週に2回ほど行っておりますし、授業の中にも入っておりますし、それ以外の部分についてもそれぞれ入っております。そんな形の中で小学校と中学校の中で1週間のローテーションでやっております。

○6番（高野俊和君） ここ数年間通学合宿なども行っていると思っておりますけれども、このときに取り入れたりすることはあるのでしょうか。また、通学合宿のときに町内のボランティアの人も指導者として何人か入っていると聞いておりますけれども、それは算数、国語、社会、いろいろありますけれども、全体的な指導をしているのでしょうかということと、そのほかのボランティア、例えば授業以外、食事の手伝いとか掃除とか、そういうボランティアの人も両方ボランティアで宿泊学習のときにはお願いしているのでしょうか。

○教育次長（山本耕弘君） 通学合宿につきましては、食事関係につきましては食改さんのほうにお願いしているのと、24年度からは夜は食改さんのほうに食事をお願いしております、朝はボランティアの方3名ですか、その方と子供たちと我々が一緒になって24年については食事をやっております。あとそれから、夜の学習等につきましてはふるびら塾の方もボランティアとして参加しておりますので、小中の教職員も含めた中で6時半から7時半ぐらいまでそういう形の中でそれぞれやっております。

○6番（高野俊和君） この事業が町民全体に知れ渡って大変いい傾向だなというふうには思っておりますけれども、授業以外の特別学習や、また少年団の活動などもそうなのですけれども、休み中や夜なども指導していることも多々あります。そういうわけですので、地元にいることによっていろいろな状況に対応することができるというふうに思います。教育長ちょっとまた耳痛いと思っておりますけれども、そういうことを考えますと教員、そのほかの指導者もそのようなことも配慮して人事をしていただきたい、頑張ってもらいたいふうに思っております。この件につきましては以上です。

次に、175ページの負担金補助及び交付金、19節ですけれども、教育振興費の中です。ここに札幌地区吹奏楽コンクールの参加負担とその下に中体連の全道大会参加助成金が載っておりますけれども、総括でもお話ししましたけれども、去年は3団体、柔道、剣道、バドミントン、久々に全道大会に出場しましたけれども、この流れを大事にしていきたいということはお話ししましたけれども、今年度は柔剣道、特に柔道は大変苦戦すると思います。1年生が男子1人、女子1人ですけれども、女子のほうはほかの競技ともかぶっておるといえるのか、競合しておりますので、なかなか厳しいだろうなという感じはあります。ただ、ほかの競技、バドミントンの競技のほうは昨年を中心選手の中に2年生もいたように思いますけれども、ことしはそういう面でバドミントンのほうは期待できそ

うでしょうか。

○教育次長（山本耕弘君） バドミントンにつきましては、指導者の先生方もたくさんいらっしゃいますし、去年あたりも全道に出ておりますので、ことしについては小樽地区で全道大会を開催する予定でございます。あとほかの部分についてはまだ決まっておられませんけれども、バドミントンについては今の流れの中で去年よりもいい成績でいけるのかなとは思っております。

以上です。

○6番（高野俊和君） それと、吹奏楽部も何年か前に大変指導熱心な先生が来まして、私は素人ですがけれども、大変上手になったなという印象が強いです。今年度は、チーム編成といいますか、たしかあれは何編成とかというのがあるのだろうと思いますけれども、ことしは何編成になりますか。

○教育長（成田昭彦君） A、B、Cとあるのですけれども、古平の場合はC編成という形になります。

○6番（高野俊和君） 教育長の感じで期待感はありますか。

○教育長（成田昭彦君） 今の音楽の先生は非常に一生懸命です。そして、またことし、今クラブをやっている英語の先生がサブとしてついておりますので、その先生、新卒の4年ということできなければならないので、次の英語の先生も吹奏楽部の指導できる先生ということで来ることになり、内示ありましたので、そういう面では期待できるのかなと。ただ、生徒が今6年生が何名入ってくるのか、その辺の編成、その辺ちょっと負担ありますけれども、大丈夫でないかなと思っております。このごろ2年続けて銀賞までできていますので、あと目指すところは金賞しかないので、その辺期待しているところでございます。

○6番（高野俊和君） 今生徒数が大変少ないですから、どの団体もチームづくりが大変なことは承知しております。しかし、1回切れますと全てが機能しなくなりますので、粘り強く応援して欲しいというふうに考えておりますし、私たちも多少なりともできることは応援をしていきたいと思っておりますので、今後とも力を入れて指導して欲しいと思います。

答弁要りません。終わります。

○5番（堀 清君） ページ数が165ページ、13節の教育施設の除雪なので、これは箇所別に金額等々が違うと思うのですけれども、その細かい内容について説明願います。

○教育次長（山本耕弘君） これは、やっている箇所につきましては小学校、それと中学校、それと武道館、それと海洋センター、この地区をやっております、その全体を含めて150万という形で予算編成しております。

○5番（堀 清君） できれば金額等々もお知らせしてください。

○教育長（成田昭彦君） 契約にいたしましては、人件費、人夫賃ですね、賃金と、それからショベル、それからダンプという形の1時間単位で契約いたしますので、その単価については毎年度違いますので、これからの契約ということになります。

○5番（堀 清君） 今年度から新しい小学校の除雪やっていると思うのですけれども、既存でいうとやっぱり除雪する範疇が場所等々も結構でかくなっていると思うのですけれども、そういう

中で全体的な経費という面は高くなっているのですか。

○教育次長（山本耕弘君） 全体的な経費につきましては、昨年と同じ形でございます。

○5番（堀 清君） 最終的にはそれは現場からの積み重ね等々で最後は決算ということになると思うのですけれども、どうしても現場サイドからの金額と町サイドの予算等々での違いというのは生ずると思うのですけれども、そういう中で前年度と同額だということに対してはどのような形の中でとらえているか説明願います。

○教育次長（山本耕弘君） 先ほど話したとおり、一応うちのほうでもいろいろと調べながら、あとその状況等も踏まえながらやってございますので、その中で1時間当たりショベルであれば幾らとか、そういう単価を出した中でやってございます。

○5番（堀 清君） まず、その点はわかりました。

次、小学校の電気代なのですけれども、電気暖房ということで結構な金額は想定はしていたのですけれども、今年度の金額というのは、現場として当初のときには結構ロス等々もあったとは思っているのですけれども、最大限節約した形の金額なのか、それとも前年度比でただ月数を計算した金額なのか、そこら辺の説明を願います。

○委員長（鶴谷啓一君） 堀委員、ページ数を教えてください。

○5番（堀 清君） 169ページです。

○教育次長（山本耕弘君） 節電につきましては、原発関連のほうで北電さんのほうからも7%にしてほしいということございまして、特に小学校については廊下等必要以外のところについては小まめに電気を消しながら節電対策に努めてございます。あと、電気代につきましては、まだ小学校が建てて1年しかたっておりませんので、これからまた1年、2年の資料を重ねながらそういう部分もまた出てくると思いますので、建物自体がまだ1年でなじんでいない部分もあると思います。

○5番（堀 清君） 管理費というのは本当に毎日の積み重ねです。そういう中で、電気だけでなくあらゆる形の中で、節約って限界というものが確かにあるのですけれども、そういう中で毎日の管理をきちっとしていくことによって最後にはそのものが金額でというような形があらうと思いますので、電気代の1,300万というのはすごくでかい金額ですので、その点管理者としてきちっとした形の中でやってもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁は。

○5番（堀 清君） いいです。

○9番（工藤澄男君） ページ数は177ページの報酬の部分で、たしか総括で教育長が何か説明されたようだったのですけれども、ちょっと私聞き漏らしておりましたので、不登校の支援相談員の部分なのですけれども、どういう活動をして、例えば生徒のほうはどのような状態なのかだけちょっとお知らせください。

○教育次長（山本耕弘君） 今不登校相談員につきましては、中村安雄さんが不登校相談員となつてございまして、この方が小学校、中学校等にもいろいろ聞きながら情報を集めてございます。あと会議等にも参加して、そういう部分についても小中学校にも伝達しながら不登校児童が出ないよ

うな形の中でやってございますし、また不登校が出た場合につきましては、当然不登校協議会等を開催して、どのような方向で持っていくか、そのような部分も常に中村さんのほうと協議しながら、小中、それから委員会も含めた中でやってございますし、あと1カ月に1回教育委員会ございますけれども、それと小中校長、教頭会もございまして、そういう場についても不登校とかいじめとか、そういうものも含めた中で対応してございます。

○9番（工藤澄男君） その点はわかりました。

次に、185ページの委託料の芝刈り維持の問題なのですが、この業者選定というのはどなたが決めるのですか。

○教育次長（山本耕弘君） それは、教育委員会主管でございますので、うちのほうで決めてございます。

○9番（工藤澄男君） これは、あくまでも町の指名業者に頼むということでしょうか。

○教育次長（山本耕弘君） 見積もり合わせをした中で対応してございます。

○9番（工藤澄男君） 去年は指名業者がやっていたけれども、その前の年なのですが、指名業者以外の方にその仕事を与えていたようなのですが、それはどなたが決めたのですか。

○教育長（成田昭彦君） どなたが決めるというよりは、あくまでも見積もり合わせという形で実施いたしますので、去年、おとしについては一応そういったものに対応できる業者ということで指名いたしまして、その中で見積もり合わせの中で実施しておりますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○9番（工藤澄男君） そしたら、あくまでも指名業者でなくてもいいということなのですね、その点、それだったら古平町でいろんな仕事をしている業者、例えば指名業者でない方々でもそれに参加できるというふうに解釈してよろしいのですか。

○教育長（成田昭彦君） 委託の額にもよると思いますけれども、その辺で私どもは中島公園についてはそういうことがあってこういう形になったというふうに理解しております。

○9番（工藤澄男君） あのときに古平の指名業者さん、いろんな職種の業者さんたくさんおまして、結構いろんな方から私も苦情、指名業者でなくてもいいのかというような苦情をたくさん受けまして、それで本来であれば去年質問すればよかったのでしょうかけれども、去年1年様子を見ていましたら指名業者にまた戻ったようなので、それできょうの質問になったのです。ですから、そういう点で指名業者の中でやるのか、それともそういう業者の名前わかたら、それも全部ひっくるめて合わせるのか、その点だけはっきり聞かせてください。

○総務課長（小玉正司君） 契約関係ですけれども、財務規則、それから国でも決まっておりますけれども、まず指名業者といいますけれども、あくまでも入札の条件に合ったときです。金額によります。入札できる、できない。そのとき私を指名してほしいという指命願です、あくまでも。だから、今言った、ここでいう30万程度の金額であれば随意契約。町は、極端な話指名業者でなくてもその能力がある会社と見積もり合わせで業者を決めれると。だから、町の指名業者というような考えはちょっと考え方に行き違いがあるのでないかなと、あくまでも業者が指名競争入札に参加したいという業者側の意思表示です。それを登録しておいて、その中から工事に合った業者を役場

がその都度指名すると、そういう制度でございます。

○9番（工藤澄男君） それはわからないわけではないのですけれども、先ほども言ったみたいに関係者、そして誰でもいいわけですね、例えば地元で商売していて、指名業者でなくても自分もそこへ入りたいということは自由にできるということで解釈していいのですね。

○総務課長（小玉正司君） 制度的にはそのようになってございます。

○8番（真貝政昭君） 171ページ、それから175ページにまたがりますけれども、扶助費で小学校で320万何がしと、それから中学校で305万何がしと予算が出ておりますけれども、予定人数を説明してください。

○教育次長（山本耕弘君） 小学校のほうですが、要扶助が1件、それと準が30件、それと特別支援のほうで3件です。それと、中学校のほうですが、要扶助が4件、それと準が25件、特別支援はございません。

○8番（真貝政昭君） ちなみに、新年度に予定されている小中学校の児童生徒数は何人でしょうか、それぞれの合計と。

○教育長（成田昭彦君） 小学校が99名、それから中学校が58名でございます。合計157名でございます。

○8番（真貝政昭君） 先ほど小学校のほうで特別支援の数がありましたけれども、特別支援についての説明をお願いします。

○教育長（成田昭彦君） 就学指導とは別に特別支援、今3名おりますけれども、それは別口で特別支援就園奨励というものがございます。この中ではたしか収入が1.7倍くらいになっていたのかなと思いますけれども、そこまでの特別支援の児童生徒については受給対象になるという形だったと思います。1.7倍というのはちょっとあれですけれども、たしかここには倍率があったはずだと思えます。

○8番（真貝政昭君） 一般の児童生徒と同じく特別支援も同じ内容で就学援助の制度を適用されるということですか、名前は違うのでしょうか。

○教育次長（山本耕弘君） 同じでございます。

○8番（真貝政昭君） ページ数はちょっと今探せなくてあれだったのですけれども、特別支援の関係で賃金が数十万計上されています。それで、労働費のほうで200万ちょっと計上されていますけれども、連動されていると思うので、そこら辺整合性を持たせるために説明できますか。

○教育次長（山本耕弘君） 労働のほうの部分については2名を予定してございます。そして、中学校のほうにつきましては、従来の中学校の賃金のほうで特別支援ということで81万を計上してございます。これは1名です。

○8番（真貝政昭君） 賃金ですから、具体的にその内容についてもう少し説明お願いできますか。

○教育次長（山本耕弘君） これにつきましては、1週間に25時間以内ということでございまして、そして勤務時間1時間につき単価は900円という形の中でそれぞれ実施してまいるのでございます。

○8番（真貝政昭君） 具体的な仕事の内容なのではございますけれども、それについても説明をお願いします。

す。

○教育次長（山本耕弘君） まず、小学校のほうでございませけれども、小学校のほうにつきましては1年生、2年生の指導補助というような形の中に入ってございます。それと、中学校につきましては1年、2年、3年の数学、それと英語、そういう部分を中心にやってございます。

○8番（真貝政昭君） それから、幼児センターで行っているフッ素洗口なのですけれども、各町村、道のほうで積極的に学校でのフッ素洗口のアクションを起こしているみたいで、教育長も道教委は道議会を気にしているという発言ありましたけれども、ことし学校教育の中でフッ素洗口というのは実施するのですか。

○教育長（成田昭彦君） これは前に平成22年か、真貝委員のほうからフッ化物洗口についてのご質問があったと思いますけれども、そのとき私学校の理解、それから歯科医の理解得られない限りは実施しないというふうに答弁したと思います。その後平成20年から幼児センターのほうでフッ化物洗口を実施しております。私どもも、幼児センターから小学校へ入ってくるのにどうしてそういうことを実施しないのかということをお聞きして、また実施実績といたしまして、うちの12歳の児童に対しましては虫歯が5本以上あるというのが例年ずっと続いて、調査結果でもあります。全道でもずっと低いほうにありました。そういった形の中で、本当は町で一括して実施すればよろしいのでしょうか、なかなかそれは面倒といいますか、不可能に近い状態でございますので、幼児センターから継続してやっていく中でどうだろうということで学校と話し合いを持ちました。学校のほうも理解いただいて、養護教諭のほうも理解いただいて、そして歯科医のほうからも理解いただきました。去る2月12日に教職員の説明会を行いまして、17日に保護者説明会を行いました。その中で実施する希望を取りまとめましたら、今1年生から5年生までで3名の方だけ実施しないという、それは幼児センターからもそういうのあるわけでございますけれども、3名の方が実施しないということで、あの方については実施してほしいということで来ております。実際にもう3月7日に試しに子供たちにやってもらいました。あすまた2回目をやる予定ですが、4月からは毎週木曜日、放課後に週1回やるペースで実施するような方向で今進んでおります。

○8番（真貝政昭君） その材料なのですけれども、幼児センターと同じような保管、仕入れの段取りを組むのでしょうか、それとも教育費の中で予算は組まれているのでしょうか、所在をページ示してほしいのですが。

○教育長（成田昭彦君） 予算組みはしてございません。といいますのは、今フッ化については道教委のほうで全て提供するというのでございます。これから6年間については、無償で道教委のほうから来ることとなります。保管につきましてはですけども、薬剤師でございます。うちはなるみ薬局なのですけれども、そちらのほうに保管していただいて、それを使うときに歯科医師の指示のもとに薄めて、それを学校に届けて、それを各学年で実施するという形でございます。ですから、保管についてはなるみ薬局のほうで保管してもらおう形になります。

○8番（真貝政昭君） 私は、この件については学校現場も町側も責任の所在が全くないということで、反対の意思表示をしております。ところで、留寿都もどうもやっているみたいなのですけれども、又聞きなのですけれども、お医者さんが随分反対されて、実施率が約2割というふうに伺っ

ておりますけれども、そういう情報は入っていますか。

○教育長（成田昭彦君） そういった情報は聞いておりません。ただ、全道的に今112市町村くらいで実施しているということで、年々ふえてきているのは事実でございます。私どもも倶知安保健所からそういった主幹等を呼んで、専門的な知識私たちもございませんので、その辺を保護者、教職員に対して説明していただいてご理解いただいたということでございます。

○8番（真貝政昭君） 重ねて申し上げますけれども、歯には多少いいかもしれないけれども、体には悪いという、そういう見方をする方もいますので、ぜひ慎重に責任ある姿勢で臨んでほしいなと思うのです。

それで、これに関するわけではありませんけれども、ページ数は177ページですけれども、学校給食の小樽市の対応が新聞で取り上げられまして、多分アレルギー症状の児童生徒の実数というのが各市町村、各学校で把握されておると思うし、こういう事故例があったように、そういうことがないようにマニュアル化された取り扱いされていると思うのです。それで、古平の場合の実態をお聞きしますけれども、給食に関してアレルギー体質を持っている児童生徒というのは何人いらっしゃるのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 今現在3名おります。そのアレルギーでございまして、グレープフルーツ、それから鶏卵、卵について3名おりますけれども、その児童生徒については除去食という形で実施しております。それから、これらについては、年度当初に保護者にアレルギーがないかとか、そういった調査を実施した中で実施しております。

○8番（真貝政昭君） 事故例のようにフッ素化合物の洗口についても以前ぐあいが悪くなったという事例はあるものですから、フッ素洗口については本当に慎重に対応して行ってほしいなと思います。

次に伺いますけれども、海洋センターの工事が183ページで計上されております。去年はプールのほうを行いまして、ことしは体育館屋根改修工事、遠赤外線暖房機改修工事となっておりますけれども、体育館の屋根の改修についての説明お願いできますか。

○教育次長（山本耕弘君） 屋根につきましては、築からかなりたっておりまして、ちょっと屋根が浮いているような状況になってきてございます。これは全体的な部分でございます。そういう部分で、これから台風とかいろいろなことがあれば困りますので、それで24年から申請してございましたけれども、B&G財団のほうで予算的な問題があって、24年度についてはプール、そして25年についてはアリーナと、あと暖房関係という形の中で進めてございます。

○8番（真貝政昭君） 確認なのですけれども、小中学校の保険料負担ありますよね、健康会の保険負担です。父母負担なしに全て町負担でやっていたと思うのですけれども、確認です。

○教育次長（山本耕弘君） そのとおりです。

○8番（真貝政昭君） 次に、これも確認なのですけれども、教材費負担、行革集中期間ということで父母負担いただいておりますよね、全て込みでいいのですけれども、小中学校を合わせて教材費負担ということで集めている総額はことしどれくらいになりますか。

○教育長（成田昭彦君） 学年によって違いますが、大まかで申し上げますと、高いところ

で1、2年生が1万2,000円から7,000円内で徴収しております。

○8番(真貝政昭君) 1万2,000円から1万7,000円ということでしょうか。7,000円から1万2,000円ということですか、普通は低いほうの数字から右側に行くものですから。それで、総額をお聞きしているのです。年間幾らという言い方でいいです。

○教育長(成田昭彦君) その辺はちょっと計算してごさいませんが、学年別のそういった負担もあるものですから、それに児童生徒数掛ければ出てきますけれども、必要とあれば後ほど提出したいと思います。

○8番(真貝政昭君) 父母負担の実態を知りたいものですから、後でお知らせください。
以上です。

○4番(本間鉄男君) 先ほど小学校の光熱費ということで質問がありましたけれども、昨年度の予算でいうと1,200万ほどの計上だったのです。ことし1,300万ということは基本的に8%ぐらいアップということなのですからけれども、昨年小学校が新たに稼働しましたよね、それから暖房のシーズンとか、それでもって大体トータルとしては1,300万ぐらいかかるという考えでこの予算計上したのか、それともこれから先北電の電気料金の値上げというお話がちらちら出ていますけれども、それを含めた中で大体この程度でおさまるのかという、そういう予算、それを計上したのか、その辺どうなのでしょう。

○教育次長(山本耕弘君) この1年間の経過等々、それから油の上がっている率だとか、そういうものをいろいろ加味しながら計算してごさいまして、特に冬場については月に150万ぐらいかかっています。それで、真夏でも去年の6月、7月ごろについては60万台ということでごさいまして、先ほども言ったとおり校舎も新しいものですから、読めない部分もあるのですけれども、そういうもろもろの部分を加味しながら算定してごさいます。

○4番(本間鉄男君) 23年度の予算書とか決算書持ってこなかったのですけれども、実際にオール電化とか、一部ちょっと違うところもありますけれども、電気化して光熱費というのは大体どの程度上がったのか、前灯油でしたか、重油でしたか、それとの差額というのはどの程度になっておりますか。

○教育長(成田昭彦君) 24年度の決算というのまだ出ていませんけれども、灯油と比べてはかなり上がっているのかなという形はしますけれども、小学校一本、給食センターの部分も小学校に含まれているものですから、今見てみて予想以上に給食センターのほうがかかっているのかなという感じはしていますけれども、正式に前と比べてどういうという資料は持ち合わせてごさいません。

○4番(本間鉄男君) そしたら、後でもよろしいですから、ちょっと比較対照したいなということで、これから電気料の値上げとか、灯油もことしかなり重油関係でも高かったものですから、その辺を含めてちょっと参考にしたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○7番(木村輔宏君) ページ数が169ページ、これ何年か前か聞こうと思っていたのです。外国語指導の関係で、ことしの新聞に出ていましたけれども、北後志に観光ということで外国の方が来ますよという中でいけばちょっと違うかもしれませんけれども、子供さん方に中学校とか高校という

のは文法的な英語は教えるけれども、日常会話の勉強というのではないのです。私どこ行ったときかちょっと忘れましたが、外国の方と話をするときには日本語を使わせませんという中で、日常会話が外国人と話をできるような、そういう体制の、遊びながらと言ったら怒られるかもしれない、そういう形の勉強というものをしているのですか。

○教育次長（山本耕弘君） 中学校につきましては、英語の時間に英語の教師と、それからALTと一緒に文法的な部分だとかやっております。それと、小学校につきましては、遊びの部分も取り入れながら日常会話的なものとか、あと子供たちの興味のある単語とか、そういうものをしながら、あとこういう大きな絵を描いたりして、例えばこれはライオンとか、そういう形のものもやっておりますし、あと幼児センターさんのほうにもお邪魔して、3歳、4歳の小さい子供さん方にも飽きないようなカナダの童話とかそういうものをやったり、あと先ほどのカラーの絵でこれは何ですよとか、そういう部分をやっております。

○7番（木村輔宏君） 物すごくいいことだなと、去年あたりからですか、積丹も何か考え、それと採用したのですかね、何でそんな話をするかという、30年か40年ぐらい古い話になりますけれども、外国人が古平に来たときに何かあって警察に来たときに、中学校の英語の先生が英語しゃべれなかったという、これ本当に笑い話なのです。だから、私が言いたいのは、そういうものでいくと日常的に、できれば違う外人さんも来てもらって、ちょっとお話ができるような、そういう形をとっていただきたいと、すばらしいことだと思っています。もちろん答弁なんて関係ないのですけれども。

それから、169ページの電気温水器保守点検というのがあるのです。これどこで私見たのかおぼろしくも、電気温水器は直圧式ではないですよ、貯湯式みたくなっていると思うのですけれども、意外と1年とか2年たつと水あかがたまったり、ドレーンが結構なのです。それで、保守点検をするということはそういうものも抜けるというものなのではないでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） これは、学校を建てる時に電気温水器入れると、前に木村委員からそういう指摘あったと思いますけれども、全くそのとおりでして、中にやっぱりたまるということで、そういったものを抜くという形で今回これを予算計上させていただきました。

○7番（木村輔宏君） もう一つ、ページ数というか、一番最初のほうになろうかと思う。それと関連するのですけれども、新しく小学校ができました。前の小学校の場合ですと非常口が昔の幼稚園、それから職員と生徒のところと、それにもう一つ体育館の裏のほうという形で非常口があったのですが、今回は裏のほうの非常口というのはどうなっているのでしょうか。ということは、昔の非常口は体育館の裏というのはすぐ道路でした。今はその道路というのがずっと回っていないと思いますので。そのついでにもうちょっと聞きたいのは、その非常口の除雪というのはどんな感じで、常時やらなくてはいけないので。

○教育長（成田昭彦君） これも前に建てる時に本間委員から指摘されたとおり、脇に階段でついています。裏側は森の教室に出るところもございまして、そういった中で、除雪については、階段に屋根ありますので、雪の部分でも大丈夫かなという形でございます。

○7番（木村輔宏君） もう一つだけお聞きします。去年私聞いてあれだったのですけれども、不

登校の相談員という名前が変わりましたね、この前と。これは国の指定のものなのですか。ということは、もし指定だとすれば、それが当てはまるかどうかわかりませんが、もし不登校が誰もいなかったとした場合はこの相談員というのはだめですよということがあるのですか。

○教育長（成田昭彦君） いろいろな行政の中で不登校相談員ということになってはいますが、実際は生涯学習推進アドバイザーという形で採用しております。本来ですと例えば退職校長ですとか、そういった者が社会教育のサブみたいな形でやるわけですが、うちはたまたまそういった人材がないということで、前其田校長やっていたけれども、あと人材がないということで、教育次長を退職した後お願いしてやっているということで、ですからうちの例えば学びの相談ですとか、そういったことも相談窓口持っているわけですが、今年間にしますと60件以上そういった相談来ています。それらに対応するとかそういった学校の教職員と打ち合わせしながら進めていくということで、私から言わせると15万円でこんな稼ぐ人がいるのであれば、こんないいことはないなと思っていますので、その辺でご理解願いたいと思います。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14職員給与費、15款予備費、188ページから197ページまで一括質疑を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○8番（真貝政昭君） 189ページの工事請負費、説明してください。

○建設水道課長（本間好晴君） 189ページの工事請負費ということで、災害復旧費でございます。これは、どこをやるということではなくて、予算科目を設定して、ここをふやしてやるとか、あるいは新たな目を設けてやるとか、そういうような意味の予算でございます。

○8番（真貝政昭君） 次に、191ページの元金償還なのですが、後で補正されると思うのですが、元気何とかで予定が変わりますよね、それで財政の中期展望で財政課のほうで予定を立てていたと思うのですが、以前渡されていた中期展望の平成何年からふえる予定がそうではなくなったというふうに押さえればいいですか。3年後くらいだったというふうに記憶しているのですが。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまのご質問ですが、元気交付金に絡む25年度の1号補正を予定しておりますが、それに係る起債の元金の償還の部分で、借り入れするのが年度末になりますので、26年の3月ぐらいかなと思うのですが、補正予算債を組む予定でございますので、たしか元金据置期間が2年間というの以前あったときがあります。ということで、借り入れから2年間ということで、支出の年度的には平成28年度の予算にその補正予算債の元金償還が始まると思っています。

○8番（真貝政昭君） 財政的な見通しのあれで、今回の補正が全部完結しますとシミュレーションとして議会のほうに提示できるのを何月ごろというふうに予定していますか。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまのご質問に対する回答としましては、当然すぐ出せばいいのですけれども、これから事業執行ということで入札減なり元気交付金の額もだんだんわかってくるといって、起債の金額が、実際起債するのが来年の3月、繰越明許ですので、3月中かと思っております。確定した数字はそのぐらいだと思います。ただ、今回のように2月に入札していて、大体事業費が落ちついてきて、元気交付金もわかった時点ということかなと思っています。すぐ出るというものではありません。

○8番（真貝政昭君） そしたら、確定が曖昧だということなので、議会のほうに出てくる変更されたものというのは来年というふうになるのですか。

○財政課長（三浦史洋君） そうです。起債はもちろんのこと、元気交付金が確定して、それぞれの事業に割り振りながら起債の金額決めますので、来年ということになります。

○8番（真貝政昭君） 次に、193ページの諸支出金、基金費です。それで、古平小学校の建設基金の残高は今時点で幾らになっていましたか。

○財政課長（三浦史洋君） 基金の残高は、説明書にも記載ございますが、小学校建設基金、25年度末で8,552万円です。

○8番（真貝政昭君） 建設はもう終了ということになっているのですけれども、この基金を持ち続ける理由を前に説明されたことがある記憶を持っているのですけれども、どういう内容でしたか。

○財政課長（三浦史洋君） 建設基金の充当事業ということで、小学校本体建設終わりましたも何かしらあるだろうということで、25年度の予算でも2件ほど2つの事業について充当してございます。これで一応落ちついたらだろうということで、財政担当としましてはこの基金の役目は終わったかと、財政サイドだけの考えですけれども、今のところ償還費、小学校の起債の償還費が莫大なものになると思いますので、減債基金なりという、その手の基金に積んでいくかなという考えですが、

まだ決定してございません。

○8番（真貝政昭君） いろいろ通帳を持ち続けるのは煩雑だということと、やっぱり建設はもう終わりましたので、減債基金なり財調に積み立てるとというのが筋だと思います。

次に、職員給与について伺います。説明資料だったと思いますけれども、職員給与費目的別内訳調書というのがありまして、各特別会計も含まれておりますけれども、これに書かれている特別職、一般職、合計67名、それから特別会計を合わせまして総計75名というふうになっているのですが、臨時職員の数、それから賃金という形になるのでしょうか、人件費総額でどれくらいになっているかわかりますでしょうか。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（小玉正司君） 金額的に正確かどうかちょっとあれですけども、臨時職員であれば賃金ということになります。そういうことで、賃金につきましては説明資料の12ページ、13ページ、ここで款別の賃金、ここでいえば合計で4,936万8,000円、そのようになってございます。そういうことで、全ての職員、正職員の給与総額、ここでいけばA、B、Cの合計6億20万5,000円ですか、それとこの4,936万8,000円、臨時職員という定義もちょっと、ここでは全ての賃金になっていますので、正確ではないと思いますけれども、大枠ではそのようになってございます。

○8番（真貝政昭君） 資料の12ページを見ています。それで、ここには人数が書かれていないので、人数として答えられる部分、わかる部分だけでも説明お願いできますか。

○総務課長（小玉正司君） 申しわけございませんけれども、今臨時職員の資料を持ち合わせてございません。

○8番（真貝政昭君） 役場の機構はかなりの部分を臨時で賄っておりますので、常に把握できるようにしていただきたいなと思います。

次に、今回の古平町議会で自治会だとか市長会だとか議会だとかから意見書が上がりまして、現政権が給料を減らせと、そういう方針を持ったのに対して、とんでもないことだという意見書が上がって、古平町議会も採択しました。それで、いろいろと国家公務員の給与削減とか構成があるみたいですけども、先日一般職の給料カットを平常に戻しましたけれども、ことしの町側の方針なのですけども、町長不在ですけども、私は国のそういう圧力に対してカットをやるべきではないと、そういう考えでいるのですけれども、町側の方針としてはことしどういう考えで臨みますでしょうか。

○副町長（田口博久君） 今ちょっと内容説明お話ししますと、24年度のラスパイレス指数、国が7.8%減額した国家公務員給与と比較して古平町の職員の給与が100.6%です。ですから、国が7.8%減額した給与と比較して古平町が0.6ポイント上回っているという状況です。国が本来の給与だと

したら、92.8といった給与水準にあります。ですから、私どもも町の財政状況に鑑みて、独自に国がやる以前から町の財政健全化のためにカットしてきておりますので、やっと今回復したという状況にありますので、国からの指導がございますが、やりたくはないという認識はあります。町独自で頑張ってきた部分があるのだという自負もありますので、やりたくはないという思いが根底にはありますが、国からの指導、締めつけと言ったほうがいいのかと思いますが、そういったものを考慮して、今後7月以降、財政への影響なども熟慮した上でその判断していきたいというふうに考えております。

○8番（真貝政昭君） くせ者のラスパイレス指数というのを考えますと、国のイカサマぶりというのがわかります。それと、今述べられたように、給与のそういう面だけではなくて、地方全体がそうですが、職員数の削減で賃金水準を維持してきたというところもありますので、そういう点総合的に考えて、国のこういう不当な圧力はやはりはねのけていただきたい。議長会でも意見書に述べていますけれども、円高、デフレ不況、その解消ということを考えても、公務員の賃金水準の低下というのは広く民間に波及するものですから、ぜひともそういう面で今後とらえていただきたいなと思います。

終わります。

○7番（木村輔宏君） 1つだけ聞きたい。人件費に入るかどうかわかりませんが、現在休んでいる方、いろんな形で休んでいる方というのはどのくらいいるのか、いないのであれば幸いですけれども、いると思います。それから、そういう方々に対する給料というものはどのくらいな感じで、どういうふうにするのか。

○総務課長（小玉正司君） 今長期に休んでいる職員は1名ございます。そういうことで、制度といたしましては、90日経過した段階で行政としては処分をしなければだめだと、そういうことで休職処分してございます。休職処分した場合は、給与は80%支給と、そのようなことで現在80%支給してございます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは次に、古平町一般会計予算歳入の質疑を行います。

20ページ、1款町税から39ページ、5款株式等譲渡所得割交付金まで質疑を許します。20ページから39ページまで質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 30ページに絡んで言っているのかどうかはわかりませんが、この間からいろんな形でもって空き家、それから廃屋というのですか、危ない建物とかそういうものがありますけれども、一般的に固定資産税だとかそういうものがよく全国で問題になっているのは、建物が建っている場合と建物が建っていない場合の固定資産税が違っていると、だから建物建ったままのほうが固定資産税がちょっと安いので、なかなか壊すということもできないというような、そういう報道もかなり前からされるようになりましたけれども、これは条例の中で一般的に国のほうでは各町村に条例としてそういうものを制定しなさいとやってきているのでしょうか、例えば廃屋

を危険なものですから整理させるために、古平町で独自に固定資産税の掛ける率というのですか、これを更地も廃屋の場合に低減するとか、そういうことというのはできるものなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） おっしゃっている低減するという意味、減額、減免ということだと思えるのですけれども、基本的に……

○総務課長（小玉正司君） それでは、空き家担当して、その辺のことも内部で議論しましたので、それも含めてお答えしますが、まず制度として住宅です。人が住む住宅を土地に建てれば200平米までは6分の1、それから建物の床面積の10倍までは3分の1という制度がございます。ただ、今廃屋と言いましたけれども、空き家と廃屋はちょっと区別しなければだめでないかなと、廃屋については完全居住用になっていませんので、土地の税金についてはもとに戻っているはずで。そこで、今おっしゃったとおり廃屋、空き家、その撤去、その促進のために議論としてはそういう議論あります。古平町の空き家検討委員会でもそういう資料のもとに話し合いはしてみました。ただ、それが空き家の場合、役場として壊したとき税を減免する、減免することも町として権限としてできます。ただ、やった場合、例えば同じ家があると、片方は空き家で旅に所有者がいたりして、壊した場合は税金が安く、そのままいいですよと、ただ今古平にいて、たまたま自分の力で壊したと、その場合は土地は元の税金に上がると、そのようなさまざまな弊害が出てきます。そして、もし減免した場合については当然その部分町として受け取る交付税も少なくなります。その辺さまざま勘案して、そして全国的にも議論はありますけれども、やっている市町村は今のところない状況です。そういうことで、内部でも検討しましたが、なかなか難しい問題だと、そういう結論でございました。

○4番（本間鉄男君） 廃屋と空き家というのを区別する部分というのも難しいところがあると思うのです。ということは、誰ももう住んでいない、例えば所有者も実際に名義変更されていないとか、そういう場合もあるので、さまざまな部分あるのですけれども。ただ、今新潟なんかでも市として行っているのは、固定資産税はそういう形の中でできない部分が多いということなのですから、解体に補助を出すという制度があるのです。今そうやっている市もあります。だから、例えば空き家対策とか危険家屋、そういうものをあれした場合に固定資産税の減免ができないとかということであれば、そういう部分も考える一つかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今おっしゃったとおり、呼び水的に補助金制度を設けている町も出てきています。それについても今言いました役場内部の検討委員会で話題にものせました。ただ、先ほどの減免と同じく難しいのが、ほとんどのやっている町村は、指導に従って壊したとか、そういうところについては補助金あるよとか、そういうふうにつくっています。ただ、ごくごく一般の人が自分のお金で撤去すると、その場合は町で補助金出ないとか、これもさまざまあります。それから、一律に条件つけずに補助金制度つくっている町もあります。これについてもきのうのリフォームと同じく、それぞれの資力がありながら、さまざまな家庭ございます。その辺の難しさ、アンバランス、公平感、その辺の議論がなかなか町としてもまとめ切れない状況が続いていると、そういう今の現状でございます。

○8番（真貝政昭君） 21ページの町民税、1款1項の部分です。個人、法人、予算立てられてお

りますけれども、これについて説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 町民税の部分で個人の部分ですが、予算書のほうに収入見込み額ということで積算の基礎を載せております。24ページです。予算書24ページ、個人町民税の現年課税につきましては、均等割1人3,000円の人数分、また所得割につきましては最近4年間の変動を平均しまして課税標準額を算出しております。それに6%を掛けてございます。合わせた金額が調定額と、一応収納率3%減ということで97%で計上した金額が7,242万6,000円という予算額です。滞繰は省略させていただきます。法人につきましては、合計会社数、事業所数が77件ということで計算してございます。それぞれ均等割なり課税標準だとかを計算しまして、こちらのほうは収納率100%ということで、予算計上額1,307万8,000円ということで計上しています。個人の部分、現年課税分は6,951万3,000円の予算計上でした。

○8番（真貝政昭君） 個人町民税のほうなのですけれども、均等割と所得割のほうで分けられていますけれども、均等割は全ての方にかかりますので、これが総数というふうになります。それで、所得割のかかる方の人数はわかりますか。

○財政課長（三浦史洋君） 所得割の人数的には出しません。課税標準額、5年間の平均をとってやってございます。ただ、人数的には、昨年度の所得割がかかっている方が1,076名、24年度ではおりました。

○8番（真貝政昭君） 全く所得のない方というのは引けばいいのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 今引いた額は均等割のみの方となります。全く所得のない方というのは、予算的にもどこにも示してございません。

○8番（真貝政昭君） 法人町民税の均等割の合計77件、1号から7号まで分かれておりますけれども、1号の54件、2号の2件というように件数が書かれておりますけれども、業種別というのはわからないのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません、戻って調べるとわかりますけれども、こちらのほうには書類を持ってきていないので、即答できかねます。

○8番（真貝政昭君） ここでの説明は必要ないのですけれども、わかるようになっているのであれば、それで結構です。

次の2項の固定資産税について説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 固定資産税につきましては、純粋な固定資産税の部分、現年度部分で区分は土地、家屋、償却に分けてございます。前年までの調定額を勘案しまして変動率を出してございます。土地につきましては変動率0.9917、99.17%、家屋につきましては0.9891、98.91%、償却につきましては1.0061、100.61%という部分で、前年24年度当初の調定額に掛け算をして課税標準額を出してございます。課税標準額に対しまして税率1.4%ということで全額を出してございます。収納率97%ということで、予算見積額8,066万4,000円です。

（何事か言う者あり）

○財政課長（三浦史洋君） あと、国有資産等の所在市町村の交付金ということで、大体前年と変わらない部分になってございます。国有資産交付金につきましては、北海道森林管理局で管理して

ございます森林の部分についての税額でございます。道有資産交付金につきましては、北海道知事が管理してございます水産高校実習場の公宅等の税額でございます。合わせまして収入額144万3,000円で計上しました。

○8番（真貝政昭君） 先ほど総務課長のほうから説明あった空き家、廃屋の件なのですが、家屋の部分になりますけれども、廃屋についても固定資産税は賦課されているのですか。それと、空き家についても、空き家は賦課されていると思うのですが、その賦課状況というか、空き家率といいますか、それがこの中でどの程度なのか、それから収納の状況が実際廃屋、空き家についてどのような状況なのか、わかっているだけでいいのですけれども。

○財政課長（三浦史洋君） 廃屋の部分については、実際職員現地見に行きまして、かけられないということでかけてございません。ただ、空き家につきましては、通常どおり所有者または代がわりの人に納付書を送っております。その集計して、空き家の対策の会議で集計した部分でございますが、ここには持ち合わせてございません。収納率も、当然遠くの町外の部分で収納率は悪かったと記憶しています。

○8番（真貝政昭君） 償却資産について少し説明お願いできますか。

○財政課長（三浦史洋君） 償却資産につきましては、いわゆる業種別で、たしか去年の予算特別委員会で質問があったかなと思いますので、業種別の集計と23年度のデータなのですが、持ってきてございます。主要産業の水産加工業の課税標準額が2億3,600万円の課税標準額と、全体数の課税標準額は全業種合わせまして12億6,800万円の部分の主要、先ほど言いました水産加工は2億3,600万と、また漁業につきましては2,020万円というような形で業種別に分けてつくっている表はございます。そういう全業種につきましても合計額が26ページにありますように課税標準額12億3,307万2,000円ということです。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、町税から5款株式譲渡所得割交付金まで質疑を終わります。

ここで1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、40ページ、6款地方消費税交付金から47ページ、9款地方交付税まで質疑を許します。40ページから47ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 41ページの地方消費税交付金で消費税の財源から計算されてくるのですが、損得勘定をしたいので説明お願いしたいのですが、町で払う今年度予算の消費税というのは一般会計で幾らになりますか。概略でいいのです。前に試算したときは、たしか予算資料

の性質別の内訳があったと思うのですけれども、物件費だとかそういうものを合計してその消費税分5%という計算をして差し引き勘定したのですけれども、どれくらいになりますか。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時03分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 説明書の12ページ、13ページ、歳出の性質別調書載せておきまして、その部分で項目ごとは人件費は消費税対象ではないというような感じで拾っていきました。この性質別の拾っていくところ、物件費の部分での公債費、支払いにかかったものに対して消費税がかかったりしますので、公債費を入れて全部で10項目の合計額出しております、建設事業費まで。建設事業費今回大きいです。その10項目合計で21億1,581万8,000円、21億1,500万円余りで、5%単純に掛けまして1億579万1,000円という計算はできます。

○8番（真貝政昭君） ちなみに、消費税の増税が予定されていますけれども、途中の8%を除いて、10%が実施された場合、5%増になった部分は丸々地方にやらないで国で使うという前提で考えていますので、そういう前提で考えますと、ことしのこれに当てはめますと2億強の消費税というふうになって、地方消費税交付金が収入として入ってくるお金が3,800万のままといい、雑駁そういうような考え方で実施された場合の状況なのですけれども、そういうふうを考えて差し支えないですか。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します、答弁調整のため。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時07分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 8%、10%になったときの地方に来る部分というので資料を持ってきたと思っていたのですけれども、ちょっと今ばたばたして見つけられません。覚えている部分では、5%のうちの1%部分が地方と、それが8%になると1.6倍でなくて、1.7%部分が地方消費税ということになります。消費税10%になった場合には、普通はその2倍、今まで1%部分、地方消費税も2倍ではなくて2.2倍ですので、2.2%部分が地方消費税として入ってくることになっています。それだけは覚えていますので、あとはちょっと資料ないので、後ほど何かの機会に示せばと思っております。

○8番（真貝政昭君） 将来のことになりますので誘導的などころもあるので、それにしても今の形がそのままそっくり10%になっても移ったにしても、ことしの予算を事例にすればマイナスになってしまうということなのです。わかりました。

次に、47ページの交付税ですけれども、算出調書、資料の31ページになりますけれども、計算がマイナス計算になって単位費用がマイナス4.0%というふうに算出しております。これの要素なのですけれども、国の4,000億減額を抜きにして計算されているという説明があったのですけれども、この要素はどういうことなのでしょう。マイナスにした要素ということですか。

○財政課長（三浦史洋君） 基準財政の部分のマイナス4%にした理由でございまして、交付税の出口ベース、交付税特会の出口ベースの金額がマイナス2.2%ということ。まずこれが国で決まっていると、それに見合まして、どこの市町村も強気の見方はしていませんので、マイナス4%ということで本町では試算させていただきました。

○8番（真貝政昭君） 昨年予算策定時の予想というのは、やはりマイナス4%くらいだったのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 昨年24年度の予算時ではそのときの説明書持ってきていますが、単位費用のマイナスは2.5%として見込みました。

○8番（真貝政昭君） 減額の要素は別にして組んだというのであれば、昨年も結構な誤差が出て、結果的に町長の方針にもありましたように1億を超えるプラスで決算を終えたという報告がありましたよね、それを考えますとかなりの誤差がことしも出るというふうになるのですけれども、なるべく実態に近づけるようにしたという説明からほど遠い形になるのではないのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） おっしゃっていることは単位費用のマイナスの部分とその数字でおっしゃっていると思っているのですけれども、今回の予算で見積もった16億100万円についてはかなり近い、実額に近づけるように前の議会でも言われておりますので、そのほうに近づいているかなと担当としては思っています。

○8番（真貝政昭君） もともとの大きいところの計算の仕方が前年はマイナス2.2で見ていたのをことしはマイナス4というふうにふやしているわけでしょう、収入が少なくなると。だから、ちょっと違うのではないかと。出口はことしの場合にはマイナス2.2と予想されていて、マイナス4.0にしたと、厳しくしたと。聞きますけれども、平成24年の最初の出口の部分は何%だったのですか。それが昨年の場合にはマイナス2.5という形になったのでしょうか。もともとの出口の数字は幾らだったのですか。

○財政課長（三浦史洋君） 去年の出口ベースの部分でいいますと、去年の地財計画の概要を持ってきておまして、地方交付税総額、まずパーセンテージは23年度比0.5%プラスでした。プラス0.5%の17兆4,545億円が地財計画です。ちなみに、ことしの部分は、24年度と比べましてマイナス2.2%、金額にしまして17兆624億円という地財計画の数字です。

○8番（真貝政昭君） 出口と、それから町で実際採用した数字の差を見ると、昨年よりは縮まっているという、そういう考え方ですね。

○財政課長（三浦史洋君） 数字的にはそう思っています。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に48ページ、10款交通安全対策特別交付金から59

ページ、13款国庫支出金まで質疑を許します。48ページから59ページまで質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 51ページの分担金及び負担金の児童福祉費負担金で幼児センターの保育料が1,026万5,000円と上がっております。それで、お聞きしますけれども、この予算を立てられるときの平成25年に予定されている階層別の長短、長時間保育、短時間保育ありますけれども、それら関係なく合わせて人数だけ、予定されている人数を説明できるでしょうか。平成25年度で第1階層が何人、第2階層が何人というぐあいです。それと、階層区分としては5階層までですので、5階層までの人数を説明できるでしょうか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 幼児センターの保育料、現年度分の1,026万5,000円の算出の内容なのですが、直近の平成24年度の4月1日現在の階層を勘案しまして、25年度を決めてございます。まず順番に、第1階層についてはゼロ人です。第2階層につきましては長時間、短時間合わせまして10人です。第3階層につきましては合計で18人です。第4階層につきましては22人です。第5階層については1つだけになります、8人。合計でもって58名の園児の保育料を見込んでございます。

○8番（真貝政昭君） 平成24年度が実際に今行われておりますので、24年度についての現状ですが、前もって伺っている現在利用されている実数なのですから、53人で、平成25年度は58名を予定しているということなのですから、まだ小学校入学前なのですから、この方たち、預かっている子供の数なのですから、その年度で預かっていない人数というのは把握していますか。どれくらいカバーしているのかというのはわかりますか、わかるかわからないかですが。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 5歳児以下の人数は、今数字的には持ってきていませんということで、差し引きの幼児センターに入っていない子供の数も今この時点では言えません。わかりません。ただ、先ほどの5ケース58名についてはもう25年度に入園許可を出していますので、結果としては57名、大体いいと、1名の差があるだけでもって人数の部分ではいいような予算、人数になってございます。

○8番（真貝政昭君） 他町村に預かっている人数ありますよね、それは平成24年度で何でしたっけ。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 余市町に1名、それから積丹町に1名、それぞれ未満児の園児をお願いしてございます。

○8番（真貝政昭君） それで、あしたの一般質問の事前準備というのもあるので、ちょっとお伺いしますけれども、ことし25年、それから24、23、22、21、20、6年間にわたる数字が得られれば大した助かるので、それは今聞いて、数字述べられますか、述べられるかどうかだけ。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） ちょっと長くなりますが、書きとめれるのであれば、今お答えできます。

○8番（真貝政昭君） それでは、お伺いしますけれども、第1階層から第5階層まで、以前については6階層、7階層ありましたので、それをまとめて5階層として第1階層から第5階層までの平成20年度から25年予定までの合計、それぞれ階層ごとに述べられますか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） それでは、順次述べていきますので、準備としては横軸に左から右に向かって、20、21、22、23、24とつくってもらって、縦軸に1階層、2階層、3階層、4階層、5階層と、そのような表をつくってければ、すんなり読み上げて書きとめられると思うのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） それぞれ4月1日現在の数字です。平成20年度、第1階層ゼロ人、第2階層9人、第3階層12人、第4階層21人、第5階層以上7人、合計で49人。平成21年度、第1階層1人、第2階層8人、第3階層12人、第4階層10人、第5階層以上15人、合計で46人。平成22年度、第1階層2人、第2階層8人、第3階層19人、第4階層8人、第5階層以上12人、合計で48人。平成23年度、第1階層3人、第2階層15人、第3階層19人、第4階層13人、第5階層以上8人、合計で58人。平成24年度、第1階層ゼロ人、第2階層8人、第3階層17人、第4階層19人、第5階層以上9人、合計で53人。それと、先ほどの回答と重複しますが、25年度、第1階層ゼロ人、第2階層10人、第3階層18人、第4階層22人、第5階層以上8人、合計で58名となっております。

○8番（真貝政昭君） 今述べてもらいましたけれども、平成20年度から25年度までの各階層ごとの今述べてもらった数字の合計、横軸、それから縦軸の最後の合計説明できますか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 少し時間下さい。一、二分でいいです。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時28分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） それでは、横軸の1階層から5階層までの6年分の合計ということでもって、第1階層は6人、それから第2階層が58人、第3階層が97、それから第4階層が93、第5階層以上が59、合計で314ですか。

○8番（真貝政昭君） 保育料の階層区分なのですが、これは住民税非課税だとか課税だとか所得税の額によって分けられているのですけれども、各家庭の階層区分というのはもともとの根拠は税務課なのですか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） この階層区分につきましては、国の児童福祉法の基準額表に準拠してつくってございます。ちなみに、第1階層であれば生活保護世帯など、第2階層は所得税は発生してなくて町民税も非課税世帯、第3階層は同じく所得税は発生していませんが、町民税が課税世帯、第4階層につきましては、そこから所得税発生してきますが、第4階層は所得税が4万円未満、そして第5階層は4万円以上ということで、古平町の場合はこの前議決いただきましたとおり第5階層までとどめてございますが、国の場合は第5階層以上、6、7、8階層までそれぞれ区分してございます。

○8番（真貝政昭君） それはわかるのですけれども、非課税からとか所得税が幾らだとかというもともとの根拠は税務課から引っ張ってくるのですか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） はい。おっしゃるとおり、4月1日になりましたら、まず保護者から税のほうの照会の了解を紙ベースでもらっていて、そしてそれを幼児センターの事業所として町の税務課のほうに調査依頼しまして、税務課のほうからそれぞれ所得ないしは町民税などの数字を聞いた上で、その数字をもとにして幼児センターで保育料を決定してございます。つまり税務課のほうに全部その内容は聞いてございます。

○8番（真貝政昭君） 税務課のほうに聞くのですけれども、所得税については今確定申告やっていますけれども、各家庭によって確定申告しない家庭、申告する家庭ありますよね、確定申告をした場合はうまくいけば所得税が戻ってきて、それが税務のほうで確定された数字として記録されるわけでしょう。そういうのをもとにして、保育所と照らし合わせて幼児センターのほうでは階層区分をすることになりますよね。

○財政課長（三浦史洋君） そのとおりです。自分も幼児センター担当していたので、それで考えてみますと、税務担当のほうに依頼が来ます。それで、まず所得税額、その家族世帯全員の名前載っていますので、所得税額を記入すると、所得税がかかっていない場合は町民税のほうの課税または非課税の部分だけ、課税、非課税というような情報を出します。あと、当然調べる部分では税情報はそうなのですけれども、ほかに障害がある場合だと障害の担当のほうに、あと生活保護の該当になっているかどうかというのはその担当のほうにというように各種担当のほうに情報をもって算出していました。自分が担当していた皆さんは年末調整または確定申告しているので、調べられなかったという部分はなかったです。

○8番（真貝政昭君） 第1階層の生保等、それから第2階層、第3階層については、保育料を無料にするか、または第3階層については減額規定があるということで、所得が発生しない階層なのです。大体现状把握、今数字を述べてもらいましたので把握できたのですけれども、第4階層の所得税が4万円未満、1円から4万円未満、先ほど合計してもらった数字が第3階層で97、第4階層で93と大体拮抗している階層なのです。それで、所得税が1から4万円未満までの階層区分の懐ぐあいをちょっと確認したいのでお聞きするのですけれども、所得が発生して、この4万円未満というのは税率が何%でしたっけ。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 所得税が一番低い税率の5%と思います。

○8番（真貝政昭君） 所得税4万で見ますと、所得が80万で5%掛けて4万という数字が出てきます。それで、現在小中学校で就学援助やって、生活保護基準をベースにして枠を拡大してやって

いますけれども、所得税4万円未満というのは今実際古平でやっている就学援助の計算からいきま
すと該当になる階層ですか。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時42分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○教育長（成田昭彦君） 今の所得税がどうのこうのという問題で、就学援助の場合は生活保護基
準の1.2倍ということで認定してございますので、その家庭個々によって違います。標準家庭で申し
上げますと、例えば夫婦と子供2人世帯であれば生活保護で計算いたしますと18万5,000円程度にな
ります。その1.2倍ですから、22万程度が目安となってまいります。そういった形で私どもが認定
するに当たっては各家庭に合わせて、生活保護基準もいろいろ住宅加算ですとか冬期加算、生活1
類、2類というのですか、そういったものもありますので、それを生活基準に当てはめてやるもの
ですから、ただいま真貝委員おっしゃる所得税の4万がどうのこうのということよりも、私どもは
そういった形で認定してございます。

○8番（真貝政昭君） 何事も、就学援助は申請主義でありまして、後ほど簡水のほうでも質問し
ますけれども、減免の対象になる方も申請主義で、実際に申請すればこれだけの人数になるのに実
際はもっと少ない感じだということで、実態把握が就学援助の場合なかなか難しいのです。そうい
う面で保育料の階層区分というのは非常に参考になるということで、一つの目安になるものではな
ら、それを今伺っていたのです。

以上です。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に60ページ、14款道支出金から79ページ、20款町
債までの質疑を許します。60ページから79ページまで質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、ここで歳入歳出一括で1人2問まで質疑を許します。

○8番（真貝政昭君） 土木費の158ページになります。住宅管理費になりますけれども、公営住宅
のマスタープラン今進めておりますけれども、清川団地は空き室になったら入居させないという方
針で順次取り壊し、そして建設という段取りになっていきますよね、うろ覚えなのですが、清川団地、そして清丘団地と進んでいくというふうに認識していました。私の周りの2件1棟とい
うタイプと四、五件1棟というタイプで、5件入れるところが1件しか入っていないくて、あとは空
き室というのが1棟ですか、それから2件入れるような2件1棟は1件だけ入って、隣は空き部屋
というのが随分とあって、それから、丸々あいているところも2棟ぐらいあるということで、こと
しも屋根の雪おろしだとかやっています。全く入っていないところはほったらかしという状況に近

いことで、外観も、それから住んでいる方にしてもその近くを通り過ぎる、それで暮らしているということで極めて住環境としては寂しい限りの状況なのです。それで、ことしなんかは去年並みの積雪だと言われてはいますが、数字以上の豪雪に悩んでいて、危険な状態のそばで暮らしていると、空き室があって、その中で暮らしているためにあいているところの屋根の雪の始末もせざるを得ないと、そういうことがもとになって近隣の仲がこじれるケースも実際続いているのです。それで、とにかく棟としてあいたら壊すと、そして雪の始末あるいは夏場の草刈り、維持管理、それが見た目にも余り悪くならないように棟ごとに考えて、あいたら壊すというのを徹底させるべきでないかと思うのですが、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今前段真貝委員がおっしゃいました住宅の建てかえの計画、これは今年度中に決めたいということで内部協議して、これ補助事業で計画をつくっておりますので、そういう予定で今進めております。取り壊しの経費につきましても国の補助金が出るという仕組みになっておりますので、それを受けながらやるということで町の財政負担の件を考えて今進めております。最短、早くも26年度に国の補助金がもらえると、25年もう間に合いませんので、26年度の補助金をいただいて壊すとか、あるいは建てかえの場合設計をするとか、そういったスケジュールになろうかと思っておりますので、それまでの間何とか、危険とかという、雪の降り方と壊れ方にもよりますが、余りお金をかけないで何とかそれまで対応するという考えでおります。

○8番（真貝政昭君） 以前町内会に暮らされていた役場OBの方も空き室の特に冬場の雪の始末について不満を漏らしていたことがあるのですけれども、特に本陣町内の場合は積雪が多いと昔から言われているところなのです。あの当時の四方屋根というのは四方八方に屋根の雪が落ちる仕組みなので、住まわれている方もかなり高齢化が進んで、もう手に負えない状況で古平町から逃げ出すという選択をされている傾向が強いところでもあるのです。それで、今最短で26年からということが出されましたけれども、前提として引っ越しが伴いますけれども、できるだけ早いめどをつけていただいて、建てかえの準備を前倒しして、前倒しという意味は引っ越しですね、引っ越しへの取り組み作業というのを早目にやって一刻も早く問題を解決するという作業に着手すべきではないかというふうに実感しているところなのですけれども、そういうお考えというか、お持ちでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 前倒しして引っ越しをするという、引っ越し先が今よりも快適なところがあればいいのでしょうかけれども、今あいているところが古いといった、現実的にはそういう状況なものですから、かえって今住んでいるところでなれ住んでいるといえますか、環境は悪いながらもそういった状況なのかなというのもあるとあって、その効果といいますか、ちょっと把握できませんので、そういうことは今時点では考えておりませんでした。

○8番（真貝政昭君） いずれにしても、順番として建てかえていくのであれば当然引っ越しが前提になるわけですから、引っ越しが補助の対象にならないのであればいつやったって同じなわけですから、前もってその引っ越しの準備の計画を町側でとって、そして話を進めていくことは可能ではないかと、そう思うのですけれども。

○建設水道課長（本間好晴君） 建てかえのための引っ越し等の計画が決まりましたら、当然でき

上がるまでどこかに仮住まいをしていただければなりませんので、そういった際には早目に説明等をして引っ越しをしていただくというふうな考えであります。

○7番(木村輔宏君) 159ページの住宅リフォームのときのお話で、30万というときに地元業者で選定というお話をしていたと思うのです。たまたま私帰ってからお話をしたら、例えば下水道とかとなったら地元でなくても余市あたりの業者でも古平に登録されている方がいますよと、それから例えば風呂を直しますという、大工さんは10万かもしれないけれども、例えば病人がいるために浴槽自体150万もするような浴槽をつけるとなれば地元の業者ということにならないよという話が出たので、ちょっとその確認をしたいのです。

○建設水道課長(本間好晴君) 地元業者に限定といいますのは、御承知のとおり町内の産業、業者の支援と、そういうことですので、ただ実際にリフォームといいますが電気工事もあれば、今言ったように水道、ガス、さまざまな工種のもものがまざってくる場合が当然あると思います。ただ、その窓口となるメインとなるところは地元業者でお願いをしたいと、当然下請等でやらなければ地元の業者さんだけではできない場合あると思います。屋根から初めモルタル、外装とかとなると多分ほかの方の力をかりて下請に出すということであるようなケースが多々あるかと思う。それはそれで結構でございます。全て100%地元の業者でやるということまでは指定はしませんので、その点ご理解願いたいと思います。

○7番(木村輔宏君) ということは、例えば私がリフォームすると、たまたま私の親戚が大工さんで小樽にいますよという場合はだめだという感覚。

○建設水道課長(本間好晴君) それはご勘弁願いたいなど、地元の業者を通して完成させていたきたいなというふうに思います。

○9番(工藤澄男君) 予算書の163ページ、説明書の61ページの防災の情報板設置事業とありますが、この板を設置する場合とか、それからどういう方法で設置するのか、それをまずお聞かせください。

○総務課長(小玉正司君) この説明資料の61ページで防災情報板設置事業、ここでは海拔表示と避難場所となつてございますけれども、海拔標示につきましては原則的には道路の電柱、それを想定してございます。次、避難場所につきましては、ここでは避難場所とありますけれども、ここが避難場所ですよという看板、それからここでは書かれていませんけれども、住民の方が自分たち住んでいる場所、ここはどこが我々の避難場所なのだろうと、そういう形で町内にある児童公園なり、そういうところ何か所かには避難先、その看板も考えたいと思っています。

○9番(工藤澄男君) 海拔のほうは電柱ということである程度きちんと見られるのかなと思うのですけれども、例えば避難場所ここですよという看板であれば、どうしてもその入り口という形になるのではないかと思うのです。それで、夏はいいですけども、冬になりましたら何メートルも雪があのおり積もってしまっていて、そういう場所にどうしてもこういうものを置かなければならないという場面も出てくると思うのですけれども、その辺の対策はどう考えていますか。

○総務課長(小玉正司君) 避難施設の建てている場所にもよると思いますけれども、今のご質問のとおりどうしても道路縁で雪が多くなると、そういうときはそれなりに対応したいと思います。

それしかないのではないかなと思います。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成25年度古平町一般会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

ここで2時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは次に、平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について質疑を行います。

252ページから277ページまで質疑を許します。歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） さっきちょっと課長に聞いたのですけれども、13節の……

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○6番（高野俊和君） 267ページです。健康診断委託料なのですけれども、これは総括でも、相変わらず受診率が低いという大変悩ましい事業だと思いますけれども、総括のときに今年度設置される防火無線の中でもPRしたらどうかという話もしたのですけれども、去年の受診者はトータルで何人ぐらいいたのでしょうか。それと、パーツというのかわかりませんが、500円だと思いますけれども、その金額的なものもしわかるのであればちょっと教えてもらいたいと思いますけれども。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 健診の実績数字なのですけれども、私の部分の数字だけで申しわけないのですけれども、基本健診、19歳から39歳と40歳以上生保の方で24年度30人の方、それからがん検診等も要りますか。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） がん検診は要らないですか。

（何事か言う者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 済みません、答弁調整をお願いします。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時19分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○民生課長（佐々木容子君） 267ページ、委託料の健康診断委託料ですが、国保会計人件費持って

います。職員分3万7,000円、残りの237万6,000円が国保加入者のうち40歳から74歳の特定健診の対象者の方の特定健診部分の委託料関係ということになりまして、それで24年度、今まだ個別の健診ということで春と秋、文化会館などで集団健診やっていますほか都合のいい日に受けてもらおうということで、個別健診ということで掖済会病院のほうでの受診を今勧めている最中ですので、数はまだ確定ではないのですが、今190人受診を目指しているという状況でございます。特定健診部分です。500円の自己負担をしていただく。この健診にがん検診もあわせて受けられますので、1項目500円。

(「合わせて」と呼ぶ者あり)

○民生課長(佐々木容子君) 申しわけありません、がん検診の項目はちょっと今飛んで出てこないのですが、1項目500円ということで、その方によって追加で何を受けるかによって500円で終わったり1,000円、1,500円という。ただ、大体1,000円で皆さん受けられているというのが多いようでございます。

○6番(高野俊和君) 大変受診率が伸び悩んでいるという感じはわかりますので、これ広報紙では確かに知らされています。毎回あるときに出ていますけれども、広報紙は楽しみにしている人と、広報紙の中は字びっちりで見ないという人結構います。それで、受診日が近くなったら、町内の回覧も見ない人がいるので、受診日が近くなりましたら全戸配布のものに受診日だということ、それだけ書いてインパクトを強めたらどうでしょう。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 今チラシでやっているのは全戸配布できるように行っております。あと元気プラザの窓口、それから民生課の窓口にも予定なんかをつくった健康カレンダーを置いてございます。あと、今後の政策として個別勧奨、節目年齢の方に対しての個別勧奨もやっていこうかという内部での論議もしております。

○6番(高野俊和君) 確かに手間はかけますけれども、個別勧奨というのは前に町内会にあれして1回やったことがあると思うのだけれども、あのときは受診が物すごくよかったという印象を持っていますので、少し手間はかかるかもしれませんが、何とかそういういろいろな努力をして受診率を上げていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長(鶴谷啓一君) 答弁はよろしいですか。

○6番(高野俊和君) はい。

○4番(本間鉄男君) ちょっと今の質問に関連してお伺いしたいのですけれども、国保の関係でこれの40歳から74歳の受診者数はわかったのですけれども、総体的に国保の加入者でこれに該当する総人数というのはまずおわかりになるでしょうか。

○民生課長(佐々木容子君) 国保の被保険者、25年度で1,250名ほどと見込んでおります。そのうち40歳から74歳は870名ほどというふうに見積もっております。

○4番(本間鉄男君) 二、三年前かな、私も秋の早いときに受けたことがあるのですけれども、皆さん仕事を持っているとなかなか平日受けられないということ、それとやっぱり忙しさに紛れてというか、それでもってついつい、例えば申し込んでも忘れてしまう場合もあるので、これ1年に

2回やったり個別にやっていますけれども、1年にそのほかに1遍、自分の健康を守る日というか、そういう日を設定して、毎年動かないような例えば10月の第2日曜日とかなんとかという、そういう方法を取りながら受診を促進していくと、記念日ではないですけども、毎年このときは日曜日にやっていますよと、今は働いている人方でも日曜日になればある程度スケジュール的に組める人、そういう人方も結構いるのかなと思うのです。特定健診このものは国でペナルティーの話もあったけれども、結局どこの町村もそのペナルティーにクリアするような、それだけの受診率がないものだから、まあいいですよみたいに、ただ努力目標みたいな形になったのが今現実でないかなと思う。だから、私たちも受けようかなと思うのだけれどもなかなか、秋にあったよねと、だけれども先ほどの委員でないですけども、知らせても見ないだとか忘れているとか、そういう部類もかなりあるだろうから、そういう特別な日、それを別個に設けて、それがいきなり受診率向上につながるかどうかはわかりませんが、毎年地道にそういう日を設定していくのも一つの方法かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 今お話があった健康を守る日ということでの設定はすごくいいなと思って聞いていました。健診が受けやすい、受けない理由が受けたくないというほかに都合がつかないとか面倒くさいとかいろいろあるかと思うのですが、何か動機づけになるようなものがあれば、またそれをきっかけにして受けていただけるかなとも思いますので、いろいろな形で試していきたいなというふうに考えております。いい意見ありがとうございます。

○委員長（鶴谷啓一君） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） それでは次に、平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の質疑を行います。

308ページから327ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。308ページから327ページまで質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 質疑ないようですので、これで平成25年度古平町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、平成25年度古平町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。

356ページから387ページまで一括で質疑を許します。

○8番（真貝政昭君） 359ページの水道料金です。水道料金で減免をしておりますけれども、独居老人世帯、それから母子世帯、身体障害者世帯と3項目が対象になっておりますけれども、申請主義になって平成22年3月現在の資料はいただいているのですけれども、実際に申請すれば対象となる独居老人世帯の数、それから母子世帯の数、身体障害者世帯の数はそれぞれ何世帯になるのかわかりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） この件につきまして今議会始まる前に担当のほうに把握しているかということちょっと確認をしたところ、毎年毎年そういった調査はしていないということでございますので、今ここで報告できる数字は押さえておりません。

○8番（真貝政昭君） 副町長、せっかく月200円安くなる減額規定を設けていて、多少手間がかかりますけれども、減額できないでいる方がたくさんいると思うのです。そこら辺は、水道のほうと、それから民生課なりの担当が打ち合わせをすれば大体どれくらいの数になるかというのは把握できると思うのですけれども、それはできますよね。

○副町長（田口博久君） 実態という意味ではわからない部分もありますが、単に住民票上といった形であれば押さえることは可能です。

○8番（真貝政昭君） 次に、歳出のほうですけれども、377ページの公課費で消費税及び地方消費税納付金が記載されています。それで、予算説明のときに若干触れられたのですけれども、公営企業会計のときは毎年支払いの義務があったと思うのです。それが簡水の会計になると一般会計と同じ扱いで消費税の納付義務はないというふうに認識していたものですから、その点について説明をお願いします。

○建設水道課長（本間好晴君） 簡易水道は、一般会計と同じ取り扱いで消費税の義務はないという制度ではございません。たまたま公営事業の会計で一般会計と分かれているということで、営業、要するに公営事業を営んでおりますので、一般会計という非課税扱いにはならないということがございます。今回平成25年度の予算に消費税の予定額を計上したわけですが、平成22年度から簡易水道会計に新たに発生したというふうに認識していただければと思いますが、それが基準年度になります。それから2事業年度経過した24年度の簡易水道の収支について消費税が課せられるということで、今回計上しましたのは24年度分の会計に係る消費税を25年度で払うと、それからその金額が決まりましたら、25年度の予定納税ということでその24年度の納めるべき額の2分の1を25年度分の予定分として払う必要がありますから、去年の24年度の方と25年度の半分という予算を計上しているものでございます。

○9番（工藤澄男君） 381ページ、説明資料の105ページの配水管の供給事業ということで、1カ所のほうは、直線で書いてある清丘線はわかるのですけれども、うちの町内ですのであえて聞きますけれども、中央集会所から福祉センターまでとありますけれども、昨年でしたか、塩ビ管が破裂しまして大変大騒ぎした部分なのか、それとも何かもう一本向かい側に水道管が入っているというような話も聞いたのですけれども、どの部分を布設がえするのか。

○建設水道課長（本間好晴君） 中央集会所から入りまして、途中で二股に分かれておりますが、掖済会の病院に行かないほうです。関口さんのほうに行く道路の管を取りかえるということで、あれはぐるっと回っております。そういった配管の布設状況になっております。

○9番（工藤澄男君） 破裂したのが塩ビ管だったので、そしたらあの塩ビ管のままでずっとそのままつながっているということですか。

○建設水道課長（本間好晴君） あれは2回目です。2回目にもう一度、ちょうど中央集会所の大きく破裂したあれが1回目なのですが、あれから間もなくして今言った関口さんのほうで1回なりました。あそこは塩ビ管で、恐らく全部塩ビ管で回っているのかなというふうに思います。

○9番（工藤澄男君） そしたら、今度は塩ビ管でなく、なお丈夫なもので施工するということがよろしいのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） いいえ、塩ビ管でございます。

○9番（工藤澄男君） 塩ビ管ということになればちょっと言いたいことはあるのですが、あのとき私も実際にその場所を見てまして、あれは完全に人間のミスというか、それで破れたような形跡が完全にありました。なぜかという、管を曲げるためにあぶった部分が裂けたのです、完全に。だから、そういうのもあるので、だから塩ビ管であれば恐らくまたどこかで無理して、我々から初め、仕事をすればどうしても何か障害があればちょっとやるとかということはよくあるので、そういうので無理がかかればまた違うところに同じことが起きるので、やるのであったらもう少し丈夫なものでやってもらえれば大変ありがたいと思うのですが、そこまでは考えていませんか。

○建設水道課長（本間好晴君） 管種、交換からさまざまありますが、それなりの管を使う理由と、補助を受けてやるものですから、その当時の施工の技術あるいは工期、あるいは普通であれば考えられないような状況だというのは担当のほうからも聞いておりました。今後は、そういうことのないように指導監督等をしながらやってまいりたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 話はわかりました。それであれば、なお一層の厳しい監督のもとできちっとした作業をするように私も目を光らせますけれども、課長も目光らせてください。

終わります。

○4番（本間鉄男君） 今の説明資料の105ページの中で、浜町清丘線ということで中央旅館から宝海寺の橋のあたりなのかなと思うのですが、昨年水見さんだとか宝海寺の橋の手前から、何の工事だったかわかりませんが、ちょうど位置的にこの部分と同じかなと思うような工事をしていたのですが、昨年の工事というのは私は水道管の工事かなと思いながら見ていたのですが、あれは何の工事だったのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） ことしの工事ということでしょうか。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時42分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○建設水道課長（本間好晴君） 105ページの説明資料の地図で線が2つに離れていますよね、短いところと長い線と、この離れている部分が去年やったところです。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、この離れているところが水見建設とか高橋さんとか、あのあたりだという認識で、そうしますとこの黒い線の清住に向かう部分というのは現実問題として場所的にいうとどこからどこまでなのですか。説明資料の書き方からいうとちょっとわかりづらいという部分があるのですが、詳しくお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 矢印で引き出しして、下に四角で浜町清丘線、括弧書きしていますよね、中央旅館から野村商店までの間が短い部分と見てください。中を飛ばして、宝海寺さんから清丘1号橋までという区間でございます。ですから、野村商店から宝海寺さんまでの間は去年やったので、そこはやりませんと、そういう表記でございます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成25年度古平町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、平成25年度公共下水道事業特別会計歳入歳出の質疑を行います。

424ページから453ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。424ページから453ページまで質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 質疑ないようですので、これで平成25年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。

488ページから505ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。488ページから505ページまで質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 質疑ないようですので、これで平成25年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

これをもって平成25年度古平町各会計歳入歳出予算の質疑はすべて終了いたしました。

これから平成25年度古平町各会計歳入歳出予算について一括採決をしたいと思います。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○委員長（鶴谷啓一君） 全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました平成25年度古平町各会計歳入歳出予算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（鶴谷啓一君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件はすべて終了いたしました。

ここで会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時48分